

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 一般廃棄物処理施設設置の許可申請があった件 一〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 一〇
- 県営土地改良事業計画を変更した件 一〇
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 一〇
- 道路の区域を変更する件 一〇
- 道路の供用を開始する件三件 一〇
- 争議行為を行う旨通知があった件 一〇
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 一〇

告 示

福島県告示第百八十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。なお、その申請書及び同条第三項に規定する当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成三十年三月十三日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
環境省福島地方環境事務所 所長 土居 健太郎
福島県福島市栄町十一番二十五号AXCビル六階
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
福島県南相馬市小高区蛭沢字笠谷二十六番一ほか十六筆

三 一般廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
津波廃棄物、家屋解体廃棄物、片付けごみ、除染廃棄物、捕獲鳥獣及び埋却家畜

五 申請年月日
平成三十年一月十七日

六 縦覧場所

- 1 福島県相双地方振興局県民環境部環境課
福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
- 2 南相馬市市民生活部生活環境課
福島県南相馬市原町区本町二丁目二十七番地
- 3 浪江町住民課
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二

（一般廃棄物課）

福島県告示第百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年三月十三日から同年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル福島鎌田店 福島県福島市丸子字柳原二番四ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年三月十三日から同年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
フェスタパワ― 福島県郡山市日和田町字南古館二番地の二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年三月十三日から同年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、野尻地区に係る県営農村地域防災減災事業(用排水施設等整備(用排水施設等整備事業))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成三十年三月十四日から
同 年四月二日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所

昭和村役場

(農村計画課)

福島県告示第九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
相馬郡飯館村大倉字大倉五三三の一、五三五、五三六の一、五四二の一、五五二、八五三
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、飯館村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び飯館村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年三月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
いわき市平中山字諏訪下一二四の一
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百九十五号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変 更 後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町川俣線	南相馬市原町区大原字和田城国有林二〇一二林班わ小班地先から相馬郡飯舘村八木沢字町外四国有林二二六二林班り小班地先まで	変更前	A 八・五 一三五・二 B 一三・九 八五・一	三、七二三・五 二、八〇〇・〇
		変更後	A 八・五 一三五・二 B 一三・九 四七・六	三、七二三・五 二、八〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百九十六号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日

県道二本松安達線	二本松市油井字福岡四三四番三地 先から 同 市油井字油井町一九六番地 先まで	平成三〇年三月一三日
----------	---	------------

(道路計画課)

福島県告示第百九十七号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道郡山湖南線	郡山市逢瀬町多田野字東只子一番 一〇地先から 同 市逢瀬町多田野字東只子一番 二二地先まで	平成三〇年三月一三日

(道路計画課)

福島県告示第百九十八号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道原町川俣線	南相馬市原町区大原字和田城国有林二〇一二林班わ小班地先から相馬郡飯舘村八木沢字町外四国有林二二六二林班り小班地先まで	平成三〇年三月一八日

(道路計画課)

公 告

公告第五十二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長佐藤和久から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交代制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、平成三十年三月一日付で通知があった。

平成三十年三月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 日時 平成三十年三月十五日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、訪問ヘルパーステーション、デイサービスセンター岡小名、通所リハビリテーション、在宅福祉センター、高齢者住宅岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護ないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生綜合病院、白河厚生綜合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生綜合病院、坂下厚生綜合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田にこにこヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック
- 三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

（雇用労政課）

公告第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、岩根大池地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十九年七月二十六日完了したので公告する。

平成三十年三月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

（農村計画課）